

「山梨県食の安全・安心推進条例（仮称）」の骨子

前文

- 食は、人の生命の源であり、その安全性と信頼性が確保されることは、私たちが健康で安心して暮らしていくためにきわめて重要である。
- 近年の科学技術の進歩や国際化の進展の中で、国内外からもたらされる多種多様な食品が日々の食卓を彩り、私たちは豊かな食生活を享受できるようになった。
- 一方、近年、食品の安全性を脅かしその信頼性を揺るがす事態が相次いで発生していることを背景として、県民の食に対する関心はますます高まっており、食の安全・安心の確保に向けた一層の取組が強く求められている。
- 本県は、全国屈指の果樹王国として、また、我が国におけるワインの主産地として広く知られており、本県の風土が擁する清らかな水や空気、恵まれた自然環境を活かした様々な農林水産物やそれらを主な原材料とした加工食品、ほうとう・煮貝などの郷土食・食文化等は県民全ての誇りであり、本県のブランドイメージの重要な構成要素となっている。それらを守り、育て、次の世代に継承していくためにも、県産食品の安全・安心の確保は不可欠である。
- 今こそ、生産者、事業者、県民のすべてが、食の重要性を十分に認識し、環境の保全にも配慮しながら、食の安全・安心の確保に向けて、創意工夫を重ね、それぞれの責務と役割を協働して果たすことが必要である。
- ここに、県民の総意として、将来にわたって食の安全・安心の確保を推進することを決意し、消費者から信頼され安全にかつ安心して消費できる食品等の生産及び供給の拡大を通じ、健康で安心して真に豊かな県民生活の実現に寄与するため、この条例を制定する。

【説明】

- 制定の趣旨を明らかにするため、前文を置きます。

第1章 総則

1 目的（第1条関係）

- この条例は、安全にかつ安心して消費できる食品等の生産及び供給の確保に資することを目的とする。
- その目的を実現するため、食の安全・安心の確保に関し、
 - ・ 基本理念を定める。
 - ・ 県、生産者及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにする。
 - ・ 施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

【説明】

- 前文の趣旨を踏まえ、安全にかつ安心して消費できる食品等の生産及び供給の確保に資することを、この条例の目的とします。

2 定義（第2条関係）

- 食の安全・安心の確保
食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保することをいう。
- 食品
すべての飲食物をいい、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。
(食品安全基本法第2条及び食品衛生法第4条第1項に規定する食品と同義)
- 食品等
次の①～⑤をいう。
 - ①食品
 - ②添加物(食品衛生法第4条第2項に規定する添加物をいう。)
 - ③器具(同条第4項に規定する器具をいう。)
 - ④容器包装(同条第5項に規定する容器包装をいう。)
 - ⑤食品の原材料として使用される農林水産物
- 生産資材
肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材をいう。

- 生産者
食品安全基本法第8条第1項の食品関連事業者のうち、農林水産物の生産（採取を含む。）の事業を行う者及びその組織する団体をいう。
- 事業者
生産者を除いた食品関連事業者をいう。
- 特定事業者（自主回収報告義務者）
食品等を製造し、輸入し、加工し、若しくは販売することを営む者であって、県内に事務所若しくは事業所又は製造し、輸入し、加工し、若しくは販売するための施設を有するものをいう。

【説明】

- 条例の中で用いる用語の意義について規定します。

3 基本理念（第3条関係）

- 食の安全・安心の確保は、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下で、必要な措置が講じられることにより、行われる必要があること。
- 食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の活動が環境に及ぼす影響について配慮しつつ、必要な措置が適切に講じられることにより、行われる必要があること。
- 食の安全・安心の確保は、科学的知見に基づいて必要な措置が講じられることによつて、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われる必要があること。
- 食の安全・安心の確保は、県、生産者、事業者及び県民が、それぞれの責務又は役割を認識し、相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われる必要があること。

【説明】

- 県民の健康の保護が最も重要であるという認識に立って、県、生産者、事業者は、食の安全・安心の確保に関する取り組みを行う必要があります。
- 食品は、川上となる生産から川下となる消費までつながった一連の行程を経て供給・消費されていることから、食品に携わる者すべてが、食の安全・安心の確保のために必要な措置を適切に講じる必要があります。
また、生産者、事業者、消費者は、食品の生産・製造から流通・消費に至る一連の行程において、様々な形で環境に負荷を与えているため、環境に及ぼす影響についても配慮しつつ、食の安全・安心の確保に関する取り組みを推進する必要があります。
- 食品等による健康への悪影響を未然に防止するため、県は、食の安全・安心の確保に関する施策を最新の科学的知見に基づき行うとともに、生産者、事業者においても、科学的知見を踏まえつつ、「食品のリスク」を一層低減するよう自主的、積極的に取り組んで行く必要があります。
- 食の安全・安心の確保は、行政だけでできるものではなく、消費者としての県民や生産者、事業者との連携・協調があつてできることから、県民、生産者、事業者及び県が、それぞれの責務や役割を認識し、協力して、食の安全・安心の確保に関する取り組みを進めていく必要があります。

4 県の責務（第4条関係）

- 食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、実施すること。

【説明】

- 条例の基本理念を実現し、食の安全・安心を確保するためには、県が必要な施策を総合的に策定し、実施していくことが必要です。

5 生産者及び事業者の責務（第5条関係）

- 生産者及び事業者は、食品等の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食品等の安全性を確保するために必要な措置を適切に行うこと。
また、使用人その他の従業者が食の安全・安心の確保に関する知識及び理解を深めることができるよう特に配慮すること。
- 生産者及び事業者は、食品等又は生産資材に起因して県民の健康に悪影響が生じ、又は生じるおそれがあるときは、食品等の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、速やかにその原因を究明し、その拡大又は発生の防止のために必要な措置を迅速かつ確実に行うこと。

- 生産者及び事業者は、食品等及び生産資材に関する正確かつ適切な情報の提供に努めること。
- 生産者及び事業者は、県が推進する食の安全・安心の確保に関する施策に協力すること。

【説明】

- 生産者及び事業者は、日々の食品を消費者に提供する当事者であり、消費者に安全な食品を提供する上での「第一義的責任」を有する立場にあります。生産者及び事業者は、そのような認識の下、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食品等の安全性を確保するために必要な措置を適切に講じる必要があります。
また、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食品等の安全性の確保に関わる使用人その他の従業者について、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深める必要があります。
- 生産者及び事業者は、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、食品事故発生時の原因究明、自主回収など、必要な措置を迅速且つ確実に講じる必要があります。
- 食品等及び生産資材に関する正確かつ適切な情報が提供されることは、食品等に対する消費者の信頼を確保するのみならず、食品事故が発生した場合の原因究明にも資するものです。
- 県が食の安全・安心の確保に関する施策を推進するためには、消費者に安全な食品を提供する上での「第一義的責任」を有する生産者及び事業者の協力が必要不可欠です。

6 県民の役割（第6条関係）

- 食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすこと。
 - ・ 食の安全・安心の確保に関する知識及び理解を深め、必要な情報を収集すること。
 - ・ 食品等の消費に当たり、その安全性を損なうことのないよう適切な行動に努めること。
 - ・ 県が推進する食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明すること。等

【説明】

- 県民は、食品の安全・安心の確保という自らの利益を実現するため、自ら進んで、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、自らの取り扱いによって食品の安全性を損ねることのないよう適切な行動に努める必要があります。
- また、県の関係施策について意見を表明することや、自らが知り得た食品等に関する危害情報を県に提供すること等により、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすことが期待されます。

第2章 推進計画等

1 推進計画（第7～8条関係）

- 県は、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全・安心の確保に関する施策の推進に関する計画（以下、「推進計画」という。）を策定し、食の安全・安心の確保に関する施策についての基本的な方針など、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める。
- 推進計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、山梨県食の安全・安心審議会（仮称）の意見を聴く。
- 推進計画を定めたときは、遅滞なく公表する。
- 毎年度、推進計画の実施状況を山梨県食の安全・安心審議会（仮称）に報告し、これを公表する。

【説明】

- 条例に基づく「食の安全・安心推進計画」（仮称）を新たに策定します。
- 現行の「食の安全・安心基本方針」及び「食の安全・安心行動計画」の内容は、条例に基づき新たに策定する「推進計画」に引継ぐこととします。

2 施策の提案（第9条関係）

- 県民が、県に対して、食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善又は廃止について、提案することができる仕組みを設ける。

【説明】

- 県民の役割を踏まえ、食の安全・安心の確保に関する施策について、県民が提案することができる仕組みを設けることとします。

第3章 食の安全・安心の確保

1 総合的な食の安全・安心対策を推進するための体制整備

- 危機管理体制の整備等（第10条関係）
 - 県は、食品を摂取することにより県民の健康に係る重大な被害が生じることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対応及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講じる。
- 人材の育成（第11条関係）
 - 県は、食の安全・安心の確保に関する実践的かつ専門的な知識を有する人材を育成するため、講習会の開催その他の必要な施策を講じる。
- 国等との連携等（第12条関係）
 - 県は、食の安全・安心の確保に関する施策が円滑かつ効果的に講じられるよう国及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、意見を述べ、又は必要な措置を講じるよう要請する。
- 関係者との連携及び協働（第13条関係）
 - 県は、消費者、生産者、事業者、又はこれらの者の組織する団体と連携し、協働して、食の安全・安心の確保に関する施策の推進を図るよう努める。

【説明】

- 県は、食の安全・安心を確保するために必要な体制を整備するとともに、人材の育成、関係者との連携・協働等、これらの体制の構築に必要な措置を講じる必要があります。

2 生産から販売に至る食品の安全性の確保

- 監視の徹底及び指導等の充実（第14条関係）
 - 県は、食の安全・安心の確保を図るため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、監視を徹底するとともに、指導及び検査の充実に努める。
- 調査研究の推進（第15条関係）
 - 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づき、かつ、効果的に講じるため、必要な調査研究の推進及びその成果の普及に努める。
- 生産者の自主的な取組に対する支援（第16条関係）
 - 県は、農林水産物の安全性及び信頼性の確保に関する生産者の自主的な取組を促進するため、
 - ・ 生産工程の管理に関する手法の普及
 - ・ 環境への負荷の低減に配慮した農業生産方式に関する研究開発及びその成果の普及その他の必要な施策を講じる。
- 事業者の自主的な取組に対する支援（第17条関係）
 - 県は、食の安全・安心の確保に関する事業者の自主的な取組を促進するため、
 - ・ 食品衛生に関する最新の知識の普及
 - ・ 高度な衛生管理の方法の導入に対する支援 その他の必要な施策を講じる。

【説明】

- 県民が安心して食生活を送れるよう、食品の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、
 - ・ 県は、監視を徹底し、指導及び検査の充実に努めるとともに、食の安全・安心の確保に関する調査研究の推進を図っていく必要があります。
 - ・ 生産者及び事業者は、GAP（農業生産工程管理）やHACCP（危害分析重要管理点）の手法の導入など、食品の安全性の確保に資する様々な取り組みを自ら進めていく必要があります。

3 食品に関する正確な情報の提供

- 情報の記録及び保存（第18条関係）
 - 生産者は、農林水産物に対する消費者の信頼を確保するため、農林水産物の生産に関する必要な情報の記録及び保存に努める。
 - 事業者は、食品等に対する消費者の信頼を確保するため、食品等の製造、加工、仕入れ、販売等又は生産資材の製造、輸入、販売等に関する必要な情報の記録及び保存に努める。
 - 県は、これらの取組を促進するため、生産者又は事業者に対し、必要な助言又は指導を行う。

- 情報の収集及び提供（第19条関係）
 - 県は、食の安全・安心の確保に関する情報について、収集、整理及び分析を行い、消費者、生産者、事業者その他の関係者に提供する。
 - 県は、生産者、事業者その他の関係者が保有する食の安全・安心の確保に関する情報について、生産者、事業者その他の関係者による提供が促進されるよう必要な施策を講じる。
- 適正な食品表示の確保（第20条関係）
 - 県は、食品の表示に対する消費者の信頼を確保するため、食品衛生法その他の法令の規定による食品の表示が適正に行われるよう監視及び指導を行うとともに、食品の表示の制度に関し、普及啓発その他の必要な措置を講じる。
- 消費者の合理的な選択に資する原産地の表示の確保（第21条関係）
 - 事業者は、別に知事が定めるところにより、消費者の合理的な選択に資する原産地の表示に努める。

【説明】

- 生産者及び事業者は、食品の生産から販売に至る一連の行程の各段階において情報の記録及びその保存に努め、食品に関する正確な情報を消費者に提供することにより、食品に対する消費者の信頼の向上に努める必要があります。
- 県は、県民の健康への悪影響を未然に防止する上で有益な情報の収集、整理、分析を行い、消費者、生産者、事業者その他の関係者に対し、ホームページなどにより積極的に情報提供を行う必要があります。
- 食品表示は、消費者が食品を選択する上で重要な役割があるとともに、食品の安全性の確保に大きなかかわりがあります。また、万一、食中毒等の事故が発生した際には、原因の究明や製品回収などの事故の拡大防止措置を迅速かつ的確に行うための手がかかりともなります。そのため、食品表示が適正に行われるよう、生産者及び事業者に対する指導や表示制度の普及啓発等に努める必要があります。
- 食の安全・安心を脅かす事案が相次いでいることを受け、原産地の表示に対する消費者の関心が高まっていることから、消費者の合理的な選択に資する、より具体的な原産地の表示が事業者に求められています。

4 消費者、生産者、事業者の相互理解、信頼関係の構築

- 相互理解の増進（第22条関係）
 - 県は、食の安全・安心の確保に関し、消費者、生産者、事業者その他の関係者間における相互理解の増進による信頼関係の構築を促進するため、情報及び意見の交換の機会の提供その他の必要な施策を講じる。
- 食の安全・安心推進月間（第23条関係）
 - 県民の間に広く食の安全・安心の確保についての関心を高め、その理解を深めるとともに、食の安全・安心の確保に対する意識の高揚を図るため、9月を食の安全・安心推進月間とし、その趣旨にふさわしい事業を行う。
- 認証制度の推進（第24条関係）
 - 県は、県内で生産された農林水産物又はこれを主たる原材料として県内で製造され、加工され、若しくは調理された食品であって、安全にかつ安心して消費できる優良な品質を有するものの認証に係る制度の普及に必要な措置を講じる。
- 食育及び地産地消の推進（第25条関係）
 - 県は、県民が食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深め、食に関する適切な判断力を養うことが重要であることから、食育を推進する。
 - 県は、地産地消が、食の安全・安心の確保に関する県民の知識と理解を深め、消費者、生産者、事業者その他の関係者間における相互理解の促進に資することから、地産地消を推進する。

【説明】

- 消費者、生産者、事業者その他の関係者間の信頼関係を構築するためには、リスクコミュニケーションの機会や食育及び地産地消の取組などを通じて、その相互理解を促進するとともに、県民一人一人が食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めていく必要があります。

第4章 食品による健康への悪影響の未然防止

- 出荷の制限（第26条関係）
 - 食品衛生法第11条第2項又は第3項の規定に違反する食品（厚生労働大臣が定める量を超えて農薬が残留する食品等）に該当する農林水産物の出荷を制限する。
- 自主回収の報告（第27条関係）
 - 特定事業者（自主回収報告義務者）は、食品等の自主回収に着手した場合、その旨を知事に報告する。
 - 知事は、当該報告を受けたときは、その内容を公表する。
- 危害情報の申出（第28条関係）
 - 人の健康に悪影響が生じ、又は生じるおそれのある食品等に関する情報を入手した者は、県に対し、適切に対応するよう申し出ることができる。
 - 県は、当該申出に相当の理由があると認めるときは、関係法令又はこの条例の規定により、必要な調査を行い、その結果、必要があると認めるときは、必要な措置を講じる。
- 立入検査等（第29条関係）
 - 知事は、県民の健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に規定する措置を講じる場合を除き、生産者又は事業者に対し、立入検査等の必要な措置を講じることができる。
- 措置勧告（第30条関係）
 - 知事は、県民の健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に規定する措置を講じる場合を除き、生産者又は事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - 当該勧告にあたっては、必要に応じて山梨県食の安全・安心審議会（仮称）の意見を聴く。
 - 当該勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

【説明】

- 食品による健康への悪影響を未然に防止するためには、県民の健康に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある食品等を把握し、公表し、必要な措置を行い、県民が摂取することを未然に防止する必要があります。
- 食品衛生法等の関係法令には、食品等による健康への悪影響を未然に防止するための様々な規定が設けられていますが、関係法令で対応できない部分については、条例に規定を設けて対応する必要があります。

第5章 山梨県食の安全・安心審議会（仮称）

- 山梨県食の安全・安心審議会（第31～33条関係）
 - 知事の附属機関として山梨県食の安全・安心審議会（仮称）を設置する。

【説明】

- 現行の「山梨県食品安全会議」を発展的に解消し、知事の附属機関として「山梨県食の安全・安心審議会」（仮称）を新たに設置するものです。

第6章 雑則

- 委任（第34条関係）
 - この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。